

I－4 契約の履行と受領障害

担当 横山 丸山 伊藤

精肉会社 X は、滋賀県の畜産業者 Y から、冷凍近江牛 1 トンを 500 万円で買い付けることにし、2003 年 4 月 1 日に、引渡期日を「後日 X が指定する日時(ただし引渡期日の 10 日前までには指定する)」、引渡場所を「京都市左京区〇町×番地 X 会社第一倉庫」、決済条件を「引渡日の翌月 10 日」とした発注書を Y に FAX で送付した。同日、X からの発注書を受け取った Y は、引渡期日について X に電話で確認したところ、X の担当者が「取引先の都合次第なのだが、遅くとも本年 6 月末までに牛肉が必要であることはたしかなので、その 10 日前までには指定できると思う」というので、これを了承した。

その後、6 月中旬になっても X から音沙汰がないので、Y は、6 月 18 日に X に問い合わせたところ、X の担当者は「取引先と折り合いがついたので、近日中に指定する」ということだった。そこで、Y は、発送の準備を開始し、6 月 20 日に、彦根市内の運送業者 A に冷凍近江牛 1 トン甲を引き渡し、Y の指示があるまで彦根市にある A の冷蔵用倉庫に保管してもらうことにした。

ところが、同日、Y がその旨を X に告げて、日時の指定をうながしたにもかかわらず、その後も X は言を左右にして日時を指定しないまま、とうとう 7 月に入ってしまった。Y は、このままでは埒が明かないと考え、ひとまず A に預けてあった牛肉甲を引き上げるため、7 月 15 日にその旨を A に伝えたところ、その 5 日前から A の倉庫の冷蔵設備が故障したため、牛肉甲も腐敗してしまっていたことが判明した。その後、A は、この事件の影響のため、支払不能状態におちいり、夜逃げしてしまっている。

設問

(1) Xは、Yに対し、どのような請求をすることができるか。

(a) Xは、取引先との折りが合いが最終的についたとして、8月1日になってから、10日後に冷凍近江牛1トンを引き渡すようにYに対して請求した。認められるか。

(ア) XがYに対して、牛肉の引渡しを請求するためには、どのような要件が備わる必要があるか。

(イ) Xの請求に対し、Yは、同時履行の抗弁権を主張できるか。

(ウ) Yは、牛肉甲が腐敗したことを理由として、Xの請求を拒絶できるか。

(エ) Yは、Xとの契約を解除することにより、Xの請求を拒絶できるか。

(b) Xの引渡請求に対して、Yが応じなかった場合に、Xは、Yに対して損害賠償を請求できるか。

(ア) この場合に、Yに債務不履行があるといえるか。

(イ) かりにYに債務不履行があったとした場合に、Yは、Xの損害賠償請求を拒絶するために、どのような主張をする可能性があるか。

(2) Yは、Xに対し、どのような請求をすることができるか。

(a) Yは、Xに対して、牛肉の代金500万円の支払いを請求できるか。

(ア) YがXに対して、代金の支払いを請求するためには、どのような要件が備わる必要があるか。

(イ) Yの請求に対し、Xは、同時履行の抗弁権を主張できるか。

(ウ) Xは、牛肉甲が腐敗したことを理由として、Yの請求を拒絶できるか。

(b) Yは、Xの債務不履行を理由として、損害賠償を請求できるか。

- (1) X は、Y に対し、どのような請求をすることができるか。
- (a) X は取引先との折りが合いが最終的についたとして、8 月 1 日になってから、10 日後に冷凍近江牛 1 トンを引き渡すよう Y に対して請求した。認められるか。
- (ア) X が Y に対して、牛肉の引き渡しを請求するためには、どのような要件が備わる必要があるか。

文責 横山

履行請求を基礎づける規範をどこに求めるかで、要件が異なる

1) 冒頭規定説・・・契約の履行請求は、民法典が定める典型契約の冒頭規定により基礎づけられ、その冒頭規定が定められた要件が備わる場合に認められるとする説。

→成立要件：冒頭規定（民 555 条）の要件を満たすこと＊売買契約の場合

阻却要件：法律行為の付款（条件・期限）

2) 契約遵守原則説・・・契約の履行請求は、「約束は守られなければならない」という原則によって基礎づけられ、債務者が債務を負担する旨を約束した場合に認められるとする説。

→成立要件：それぞれの当事者の債務負担約束

阻却要件：1) と同じ

3) 契約自由説・・・契約の履行請求は、契約自由の原則によって基礎づけられ、当事者が契約を締結する旨の合意をした場合に、その合意した内容の履行請求が認められるとする説。（条件・期限一体合意説）

● 条件・期限を伴う合意

停止条件・始期 →成立要件：その内容の契約締結の事実の立証、停止条件の成就、始期の到来

解除条件・終期 →阻却要件：解除条件の合意・成就、終期の合意・到来

<本問>

1) Y が甲の所有権を移転することを約し、X がこれに対してその代金として 500 万円払うことを約したことを主張・立証すること。

2) Y が甲の所有権を移転する旨を約束したこと。

3) X が引渡期日を「後日 X が指定する日時（ただし引渡期日の10日前までには指定する）」とし、決済条件を「引渡日の翌月10日」とする契約が締結していたこと、更に X が指定した日時（引渡日は8月11日）が到来したことを主張・立証すること。

(イ)Xの請求に対し、Yは、同時履行の抗弁権を主張できるか。

同時履行の抗弁権とはなにか？

双務契約の一方は、相手方が債務の履行の提供をするまで自己の債務の履行を拒絶することができる権利。(民533条)

<機能的説明>

- 防御的機能・・・債権者からの請求に対して債務者が防御するための手段
- 担保的機能・・・相手方の債務の履行を担保するための手段（間接的に債務の履行を促す）

要件

- ① 同一の双務契約から生じた両債権（債務）の存在
- ② 相手方の債務が履行期にあること（民533条ただし書）＊不安の抗弁の問題
↑自己の弁済期が到来していることは当然
- ③ 相手方が自己の債務の履行または履行の提供をしないで履行を請求してきたこと

効果

- ① 相手方の履行提供があるまで自己の債務の履行を拒める。（認められると請求棄却判決ではなく、引換給付判決が下される）
- ② 自己の債務の履行期を徒過しても違法性がなく、履行遅滞責任を負わない。
- ③ 相手方から債務の履行提供がない催告があっても、契約解除されない
Xの債務がどのようなものが問題となってくる→引渡し期日を決めること

<本問>

Yには、Xに甲を引き渡すという債務が発生し、Xには、Yに対して500万円を支払うという債務が発生しているので、要件①を満たしている。しかし、引渡期日を「後日 X が指定する日時（ただし引渡期日の10日前までには指定する）」と定め、決済条件を「引渡日

の翌月１０日」としていることから、Xが８月１日に１０日後に甲を引き渡すようYに請求したことはYの自己の債務の弁済期が到来しているが、相手方Xの債務の弁済期は未到来ということになる。つまり、XY両者の関係は異時履行関係（先履行関係）であるので、要件②を満たさない。よって、Yは同時履行の抗弁権を主張できないと考える。

←問題の設定上、Xの側に立ってあてはめを行なったが、Yの側に立ってあてはめを行うとすると、まず同上より要件①を満たし、さらに、引渡期日を「後日Xが指定する日時（ただし引渡期日の１０日前までには指定する）」と定め、決済条件を「引渡日の翌月１０日」とし、Xは「遅くとも６月末までには牛肉が必要であることは確か」であることをYに伝えているので、Xの債務は７月１０日に代金５００万円をYに払うことであると思われる。しかし、Xは履行期を過ぎても代金を支払わずに、Yに対して履行の請求を求めてきたのだから（要件②、③）Yは同時履行の抗弁権を主張できると考えられると思う。

(ウ)Yは、牛肉甲が腐敗したことを理由として、Xの請求を拒絶できるか。

履行不能とはなにか？

履行不能とは、債務の履行が不可能な状態にあることをいう。このような場合、債務者に債務の履行を強いることはできないため、債権者が履行を請求しても、債務者はそれを拒絶することができる。

物の引渡債務における履行不能

- １）特定物債務・・・その特定物が滅失すれば、履行不能となる。
- ２）種類債務・・・どの段階になれば履行不能になるかが問題となる。

特定の効果

ア) 特定前・・・特定前に物が滅失しても、種類債務はなお履行可能。この場合、債務者は履行義務を免れず、他から調達する必用がある。（調達義務）
イ) 特定後・・・特定されたものが滅失すると、履行不能になる。この場合、債務者は履行義務を免れ、他から調達する必要がなくなる。

種類債務の特定の要件

1. 指定による特定

債務者が債権者の同意を得てその給付すべきものを指定すれば、種類債務は特定する。

2. 必要行為の完了による特定

債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了すれば種類債務は特定する。

(a) 持参債務の場合・・・現実の提供

(b) 取立債務の場合・・・①口頭の提供、②分離、③分離＋口頭の提供、④受領のどの段階になれば、債務者の履行義務が履行不能により消滅するかは問題

3. 合意による特定

当事者の合意があれば種類債務は特定する。

<本問>

XY 間の契約の目的物は、「冷凍近江牛 1 トン」であるので、種類債務と言える。また、引渡場所が「京都市左京区〇町×番地 X 会社第一倉庫」となっているので、種類債務のうち、持参債務である。持参債務の場合の種類債務の特定の要件は、現実の提供である（2 (a)）が、債務者 Y は目的物甲を運送業者 A の冷蔵用倉庫に保管してただけで、引渡場所に持参していないので、現実の提供があったとは言えず、目的物の特定はされない。牛肉甲は、その後 A の冷蔵設備故障のため腐敗したので、種類債務の特定前に目的物が滅失したことになるので、履行不能とは言えず、他から調達しなければならない。よって、Y は牛肉甲が腐敗したことを理由として、X の請求を拒絶できない。

文責 丸山

- | |
|--|
| (a) X は、取引先との折りが最終的についたとして、8 月 1 日になってから、10 日後に冷凍近江牛 1 トンを引き渡すよう Y に請求した。認められるか。
(エ) Y は、X との契約を解除することにより、X の請求を拒絶できるか。 |
|--|

Y が、X との契約を解除するにはどのような要件を備えていることが必要か。

本問において、X は、6 月 18 日の段階で「取引先と折りがついたので、近日中に指定する」旨を通知したにもかかわらず、6 月 20 日、Y に日時の指定を促されても言を左右にしたりするなどしている。Y は、6 月 18 日の X との電話により、6 月 20 日より運送業者 A に冷凍近江牛肉 1 トン甲を引き渡し、A 冷蔵式倉庫に保管してもらっている。

以上のことから、Y は、X の受領遅滞を主張することができるだろうか。

・受領遅滞とは

民法 413 条：債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

債務の履行につき受領その他の債権者の協力を必要とする場合において、債権者が本旨に従った提供をしたにもかかわらず、債権者が協力しないため、もしくは協力できないために履行が遅延している状態のことをいう。

・受領遅滞の法的性質

受領遅滞をいかに理解すべきかについて焦点となるのは、① 債権者に「受領義務」なるものを認めるか、② 債権者に対する損害賠償ないし契約解除までを認めるべきか。以上の点で争いがある。

(A) 法定責任説：通説。債務の履行を受けることは債権者の権利であって義務ではないから、特約・慣習がない限り債権者には受領義務はなく、受領の遅延から生ずる債務者の不利益を救うために、法が特別に定めた法定責任であるとする。この説に立つと、受領遅滞の効果は基本的に弁済の効果に等しいことになる。つまり、債務不履行責任の免除、注意義務の軽減などが中心となり、債権者に対する損害賠償請求、契約解除は認められない。

(B) 債務不履行説：弁済が債務者・債権者の協力的行為である以上、その受領は債権者の信義則上の義務であるとするこの説は、債務者の債務不履行に対応する債権者の債務不履行であるとする。この説に立つと、受領遅滞の効果として、債務不履行的効果、つまり債権者に「責めに帰すべき自由」があることを要件として、損害賠償請求、契約解除が認められる。
債務不履行説は受領義務が一般に債務として認められるのなら、一般の債務不履行規定でたり、わざわざ 413 条の規定を要しない等、批判がある。

(C) 中間説：(a) 債権者には一般的には受領義務はないが、売買・請負・寄託においては、給付の性質上あるいは信義則上、例外的に引取義務があるとし、その義務違反として損害賠償と契約の解除を認めようとする。(b) 売買、請負だけに債権者の引取義務を認め、その不履行につき損害賠償のみを認め解除は認めない説などがあり、見解の一致を見ていない。

・受領遅滞の要件

- ① 債務の本旨に従った履行の提供（弁済の提供）があること
- ② 債権者が受領を拒み（受領拒絶）、または受領できない（受領不能）こと
- ③ 債権者の責めに帰すべき事由

法定責任説ではこの要件を必要としない。債務不履行説では要求され、債権者の故意、過失または信義則上それと同視すべき事由という意味になる。

・ 受領遅滞の効果

① 債務不履行責任が発生しない。

② 特定物の引渡しにおける注意義務が、**善管注意義務（民法400条）**から

自己の財産に対するのと同じの注意義務（659条、940条参照）へ軽減される。

※ **善管注意義務**：他人の物として個々の取引に応じて客観的に要求される注意義務であり、債務者に軽過失があれば義務違反による損害賠償責任が生ずる。この善管注意義務が軽減されるということは、債務者に軽過失があるのみでは責任を負わず、故意または重過失があった場合にのみ責任を負うということを意味する。

③ 債権者の受領拒絶により増加した保管費用、弁済費用は債権者が負担する（485条但し書き）

④ 債務者が危険を負担する場合、危険が債権者に移転する。

法定責任説からは以上の効果は弁済の提供による効果と同視される一方、債務不履行説からは受領遅滞の効果とされ、債権者の責めに帰す事由が要求される。

債務不履行説は、以上の効果に加えて、損害賠償を請求でき、契約を解除することもできるとする。

[判例]

判例は(A)説、法定責任説をとり、413条は法が特に定めた法的責任だとしている（最判昭和40年12月3日）。「特段の事由が認められない限り」、契約の解除は認められないとした。最判昭和46年12月16日では、特段の事情から、売買契約にける損害賠償請求を認めた。

・ あてはめ

本問において、① 債務の本旨に従った履行の提供があったかについて、Yは運送業者Aに甲牛肉を引き渡し、Aの冷蔵用倉庫に保管してもらうことにした旨をXに通知して、Xに日時の指定を促している。Xの日時の指定はYが債務を履行するのに必要ある。つまり、債務の履行について債権者の行為を要する。そして、Yは、受領の催告とまでは言えないが、弁済の提供の趣旨が、債権者が協力しなければ債務不履行の責任を負う危険のある債務者を、誠実な弁済の提供を行った場合にはその危険から免れさせるということにあることから、YのXへの一連の催促は口頭の提供とみなしてもよいと考えることから口頭の提供（493条但し書き）があったといえる。② 債権者が受領を拒み（受領拒絶）、または受領できない（受領不能）ことについて、Yは、Xに上の事実を通知し、日時の指定を促しているにもかかわらず、Xはそれに応じていないという点から受領を拒絶しているように思える。受領遅滞の法的性質という点において、法定責任説が妥当であると解すると③は問題にならない。

よって Y は、X との契約の解除は出来ないと考える。

(b) X の引渡請求に対して、Y が応じなかった場合に、X は、Y に対して損害賠償を請求出来るか。

(ア) この場合に、Y に債務不履行があるといえるか。

(イ) かりに Y に債務不履行があるとした場合に、Y は、X の損害賠償請求を拒絶するために、どのような主張をする可能性があるか。

(ア) について

債務不履行責任の要件として①債務者が債務の本旨に従った履行をしないこと②債務者の責めに帰すべき事由に基づくことがあげられる(民415条)。

本問において、甲牛肉は腐敗により滅失している。この腐敗は Y の責めに帰すべき事由によるものか。この点、甲牛肉の腐敗の原因は運送業者 A の冷蔵設備故障によるものである。履行補助者 A の故意・過失によって生じた債務不履行の処理をどうするかが問題となる。

履行補助者：

- ・ 「履行補助者」：債務者が自分の手足として使用する者であり、履行の補助をする者。給付につき独立の地位を有さず、意志的独立性を持たない。債務者自身の故意・過失と同視できるため債務者は責任を負う（通説）。
- ・ 「履行代行者」：債務者に代わって履行を全部引き受ける者。履行上の独立性を有する。受任者、受寄者、遺言執行者など。しかし—
 - ① 履行代行者の使用が許されないとき（104条、625条1項等参照）：債務者は当然に全責任を負う。
 - ② 履行代行者の使用が許される場合：債務者は、その選任、監督につき故意・過失がある場合にのみ、責任を負う。

・ あてはめ

本問のように、債務者が運送業者を利用して債権者まで配達する、といった場合の運送業者は履行補助者であり（通説）、運送業者 A もまた履行補助者と考えられる。履行補助者の故意・過失は債務者が常に責任を負うと考えられる。しかし、本文において、口頭の提供がなされていると考ええると、特定物の引渡しにおける注意義務が、善管注意義務（民法400条）から自己の財産に対するのと同じの注意義務（659条、940条参照）へ軽減され、債務者に軽過失があるのみでは責任を負わず、故意または重過失があった場合にのみ責任を負うということが考えられる。本問の運送業者 A の冷蔵設備がいかなる経緯で故障したのかは、問題文からは判断は難しいが、重過失があるとまでは言えないと解すると、

注意義務が軽減されているため、債務不履行があるとは言えないと考える。

(イ)について

かりに Y に債務不履行があるとした場合、Y が主張できることは何か。

この点、過失相殺（418条）が考えられる。

- ・ 民法418条：債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

- ① 不法行為に関して債権者に過失があるということは、債権者の過失が債務不履行の原因であったことはもちろん、債務者の責めで債務不履行になった場合に損害の発生・拡大したことにつき、債権者の過失が寄与したという場合も適用される。
- ② 考慮して...定めるとは、賠償額の減額のみならず、賠償責任そのものを否定することができるという意味である。
- ③ 立証責任 債権者の過失の立証責任は、債務者が立証しなければならない。

- ・ あてはめ

本問において、Y に債務不履行があるとした場合、Y が主張し得る事項は過失相殺であると考えられる。X が「遅くとも本年6月末までに牛肉が必要であることはたしかなので、その10日前までには指定できると思う」と言ったために、Y はA 運送業者に引き渡し保管を依頼した。その後に X はなかなか引き取らずに本問のような問題が生じた。X の一連の行為に過失があるとすれば、Y の債務不履行につき、過失相殺を主張し得るのではないかと考える。

文責 伊藤

(2) Y は X に対し、どのような請求をすることができるか。

(a) Y は X に対して、牛肉の代金500万円の支払いを請求できるか。

(ア) Y が X に対して、代金の請求をするためには、どのような要件が備わる必要があるか。

契約の履行請求を基礎づける規範をどこに求めるかについて争いがあり、それに応じて履行請求が認められるための要件も違ってくる。

- ① 冒頭規定説…典型契約の場合は、当該典型契約の冒頭規定がその履行請求を基礎づける規範として位置づけられる。非典型契約の場合は、民法 91 条によって契約の履行請求が基礎づけられる。
- ② 返還約束説（約束遵守原則説）…それぞれの当事者の債務負担約束が、相手方の履行請求が認められるための要件として位置づけられる。
- ③ 契約自由説…契約を締結すれば原則としてその内容通りの効力が認められる。契約自由の原則によって基礎づけられる。

〈私見〉

この点、民法では私的自治の原則が採用されていて、千差万別の契約関係が観念されるので、それぞれの契約ごとに個別具体的に、履行請求を基礎づける規範を求めなければならないと考える。よって、それぞれの契約を締結すれば原則その内容通りの効力が認められる契約自由説によることで、それぞれの契約を尊重し、柔軟に履行請求を基礎づける規範を考えられるので、以下、契約自由説の立場から考える。

契約自由説の立場から、履行請求をするための要件は次のようになる。

- ① 当事者が合意に至ったことが、その内容通り履行請求が認められるための要件となる。

また、契約自由説によると、契約に条件や期限が合意されたときには、そうした条件や期限をともなった契約合意がおこなわれたものとみるべきである。

〈あてはめ〉

本問において、XY 間の契約は、引渡し期日は後日 X が指定する日時で、決済条件は引渡し日の翌月 10 日とされているところ、牛肉を実際に X に引き渡していない Y は、決済条件である引渡しを満たしておらず、契約の内容の要件を満たしていないので、代金の支払いを請求することができないようにも思える。

しかし、本問契約は、X が指定した日が引渡し日となる、と定められ、漠然たる引渡し期日が決められているところ、XY 間の電話によりその指定日が具体化されることで、未成熟だった契約が成熟していると捉えることができる。

よって、冒頭の契約だけでなく、その後の XY 間の電話の契約を成熟させる段階の交渉も、契約自由説でいう、契約の内容に含めるべきである。

本問において、X は、「本年 6 月末までに牛肉が必要である」、(6 月 18 日に)「取引先と折り合いがついたので近日中に指定する」と、引渡し期日を具体化する発言をしていることから、引渡し期日は、6 月後半に黙示に契約の内容として定められたといえる。そして、Y は、目的物たる牛肉を準備・分離・通知し、債権者が受領する以外には何もしなくてよいほどに提供していることから、(民法 493 条) Y は、引き渡しをしたとみなすことができ

る。そして、そのなされた引き渡しは6月に行われていて、翌月の10日も経過していて、契約の内容を満たしているので、YはXに代金の請求をすることができる。

(イ) Yの請求に対し、Xは、同時履行の抗弁権を主張できるか。

同時履行の抗弁権の成立要件は

- ① 同一の双務契約から生じる両債権の存在
- ② 相手方(Y)の債務が履行期にあること
- ③ 相手方(Y)が自己の債務の履行またはその提供をしないで履行を請求すること

であり、以上を満たせば、Xは同時履行の抗弁権を主張できる。

《あてはめ》

- ① XY間の契約は売買(555条)であり、双務契約である。そして、同一の双務契約から、XからYへの牛肉を引き渡すよう請求する債権と、YからXへの代金請求債権が存在する。
- ② Xが引渡し期日を指定すれば、Yの債務は履行期にあるといえる。
- ③ Yは牛肉を引き渡していないので、自己の債務を履行しているとは言えないとも思える。しかし、上述のように、牛肉の準備・分離・通知を行っている。そして、その旨をXに告げ、日時の指定を促していることから、受領するよう催告する、口頭の提供もあると言える。よって、債権者が受領する以外には何もしなくてよいほどに提供していることから、(民法493条)Yの債務の履行はあるといえる。

よって、③の要件を満たさないなので、Xは同時履行の抗弁権を主張できない。

(ウ) Xは、牛肉が腐敗したことを理由として、Yの請求を拒絶できるか。

本問では、牛肉が特定された後に腐敗し、不完全履行となっている。そこでXはXY間の契約を解除することで、Yの請求を拒絶することが考えられる。

Xの解除が認められるためには、民法543条より

- ① 不完全履行であること
- ② 不完全履行が債務者の責めに帰すべき事由によること

なお、②に関しては、帰責事由必要説と、帰責事由不要説の争いがあるが、帰責事由がな

い場合は、危険負担の問題となるべきで、解除は認められないと考える。(民法543条但し書き) よって、帰責事由必要説を採用する。

《あてはめ》

① 不完全履行とは、債務者によって形式的には履行がなされたが、債務の本旨に従った完全な履行ではない場合を言う。本問において、牛肉は腐敗しており、目的物に瑕疵があるといえる。よって、債務の本旨に従った完全な履行ではないので、不完全履行といえる。

② Aの倉庫の冷蔵設備が故障したことによって、牛肉が腐敗しているので、Yには帰責事由がないとも思える。しかし、Aは運送業者であり、履行補助者と言える。そこで、履行補助者の過失が債務者Y自身の過失として認められるかが問題となる。

この点、債務者は履行補助者を使うことによって活動領域を広げ、利益を得ている。よって、履行補助者の過失についても債務者自身の責任を認めるべきだと考える。

運送業者というのは、債務者に代わって履行の全部を引き受ける履行補助者・履行代用者でなく、真の意味での履行補助者であるので、その故意・過失については、債務者はいつでも責任を負うものと考ええる。

本問において、Aは運送業者である。そして、Aの倉庫の冷蔵施設の故障や、牛肉の腐敗はAの過失による。

よって、Yは、Aの過失を負うので、不完全履行は債務者の責めに帰すべき事由によるといえる。

以上より、要件を満たすので、XはXY間の契約を解除することで、Yの請求を拒絶することができる。

(b) Yは、Xの債務不履行を理由として、損害賠償を請求できるか。

本問において、Xが牛肉を受領しなかったことが、民法413条の受領遅滞にあたり、Xが受領しなかったという義務を履行しなかったかが問題となる。

この点、受領地帯の法的責任が問題となるが、受領することは権利であり、義務ではない。

そこで、受領地帯の法的責任は、公平の観点から信義則上特に定めた法定責任と捉える。

よって、Xが牛肉を受領しなかったことは、義務の不履行があったと言えず、債務不履行にあたらないので、Yは損害賠償を請求できない。

参考資料

内田貴『民法Ⅲ』

近江幸治『民法講義Ⅳ 債権総論』

後藤卷則『契約法講義』

潮見佳男 『債権総論 第2版』

清水元 『同時履行の抗弁権の総合判例解説』

野澤正充 『債権総論 セカンドステージ債権法』

山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』